

2021年8月22日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 交通事故 その5
過失割合について
- 宅地建物取引に関する
説明義務に関連して

■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol. 89



エバー総合法律事務所

交通事故 その5

過失割合について

交通事故については、概要の説明 (Vol.1)、治療関係費等の損害 (Vol.32)、後遺障害 (Vol.49)、自賠責請求と異議申立て (Vol.81) を紹介してまいりました (バックナンバーは当事務所のホームページに掲載しています)。今回は、「過失割合」について取り上げたいと思います。」

1 はじめに

自動車同士の追突事故が発生した場合、基本的には追突した側に責任があるといえますが、例えば交差点での衝突事故の場合には、どちらかが全て悪いというのではなく、衝突された方も側方の確認などの注意義務を欠いていることがあり、双方の責任を割合で判断することがあります。この注意義務不足ないしは違反の状態を、「過失」といい、双方の責任を「過失」の割合に分けて判断します。

2 「過失割合」に関するこれまでの経緯について

自動車が増え交通事故が増えてきたことから、昭和40年代ころより裁判官が過失割合に関する基準を発表したり、その後も法律雑誌等では有志や裁判所により基準が積み上げられ、発表されてきました。

現在は、法律家や保険会社も、この積み上げられた基準が刊行されたものを利用して、事故態様がどの基本類型にあてはまるか検討し、そのうえで個々の事案における過失割合の増減を検討するという修正作業を行っています。

基準は現在でも改訂が続けられていますが、以下では、いくつかの具体的なケースについて取り上げてみます。

3 具体的なケースについて

(1) 横断歩道上での歩行者と車両 (直進車) の事故

交差点を直進してきた車両と、直進方向にあった横断歩道を渡っていた歩行者との事故の場合です。交差点では、車両側、歩行者側双方が赤の場合がありますが、両方が青であることはありません。車両と歩行者のそれぞれの信号の色によって基本的な過失割合が変わります。歩行者の信号が青であれば、車両側は赤なのでもちろん全責任は車両側にあります。しかし、歩行者が赤信号で横断していた場合には、車両が黄色の場合には車両と歩行者の責任は50対50、

車両が青であれば車両対歩行者は30対70 (歩行者の責任が重いということです) になります (割合ですのでパーセントに置き換えても結構です)。夜間や幹線道路であったり、横断中に立ち止まったり、後退した場合には歩行者の責任はその事情ごとに5%ほど上乘せすることになります。一方、住宅街や商店街であったり、児童・老人であったり、車両に著しい過失 (例えば時速15キロ以上のスピードオーバー、酒気帯び) などの事情によって車両側は5%から20%程度過失が車両側に上乘せされ、その分歩行者側の責任は軽くなります。

(2) 横断歩道外での歩行者の横断と車両の事故

歩行者が横断歩道ではないところを横断して車両と衝突した場合には、車両対歩行者の基本は80対20です。横断歩道と比べて歩行者も注意する責任を要求されます。これが横断歩道付近の場合には歩行者の責任が基本で5%上乘せされることになります。横断歩道が近くにあるところでは横断歩道を渡るべきであるとの考えのもとに、横断禁止場所の横断と同様に責任を重く考えられるということです。

(3) 信号機が設置された交差点での車両同士の事故 (直進車と右折車の事故)

交差点で同一道路を対向方向 (対向車両ということですから) から進入し、一方が右折しようとして直進車と衝突してしまった場合、基本は右折車80対直進車20になります (右折車の責任が重いということです)。直進車にも割合が認められるのは前方注意義務違反ないしはブレーキ操作不適切等の安全運転義務違反などの過失があることを前提としているためですが、右折車が徐行していなかったり、直進車が直近に迫っているのに右折した場合などは右折車の責任はさらに重くなりますし、逆に直進車が速度超過の場合には直進車の責任が重くなり、修正がされることになります。

4 最後に

このように、基本的な割合から出発して個々の事例での過失割合の修正を図りますが、後日事故態様に関する言い分が異なることがあります。そのため、修正要素に関する証拠については、ドライブレコーダーや防犯カメラのような客観的な形でお早目に保全されることをお勧めします。お悩みの際にはご相談ください。

無料相談会
のご案内

2021年8月24日火曜日、8月31日火曜日、9月8日水曜日、9月14日火曜日のいずれも午後3時から午後6時の間に、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

宅地建物取引に関する 説明義務に関連して

1 策定中のガイドラインについて

宅地建物取引に際して、宅地建物取引業者は、仲介者として、取引対象物件についての重要な事項を、買主や借主に説明をする必要があります。もちろん対象物件が事務所用としての場合にも説明義務はあるのですが、特に住宅の場合、その物件内でお亡くなりになった方がおられる場合に、どこまでその事実を説明をする必要があるのか、悩むことがあります。例えば、凄惨な殺人事件があったという場合には、いわゆる「事故物件」として伝えるべきことにはあまり悩まないかもしれません。下級審の裁判例では、殺人事件や自死案件について説明義務を認めています。しかし、病気でお亡くなりになった場合にまで「事故」にあたるのか、説明をする必要があるのかなど、迷うことがあります。買主が引渡後「亡くなった」という事実を知った場合に、買主から苦情を告げられることがあるので、どこまで告知すべきかは悩ましいのが実情です。

このように告知の範囲の判断が難しく、トラブルになることが多いことから、国土交通省では、「宅地建物取引業者による人の死に関する心理的瑕疵の取扱いに関するガイドライン（案）」（以下「案」と言います）として、今年6月まで公開したうえでパブリックコメントを求めています。この記事を作成している6月28日の時点ではまだ正式にガイドラインとして公表はされていませんが、基本的な方向性は概ねこの「案」の内容で策定されるのではないかと考えますので、今回は先取りして今後の目安として紹介したいと思います。なお、ガイドラインというのはあくまで指針であり、法的拘束力を持つものではありません。ですから、個々の取引ではガイドラインを参考にしたうえで、説明義務の範囲を考えなければならない、というのはこれまでと同様ですし、ガイドラインを守っていれば責任を免れるというものでもありませんので、注意が必要です。

2 具体的な内容について

案では、「心理的瑕疵の取扱い」としています。令和2年4月から、民法が改正され、それまで法律用語だった「瑕疵担保責任」から「不適合責任」と言葉が変わったため、「瑕疵」という言葉は一部の法律を除いては見かけることが少なくなりましたが、いわゆる「欠陥」ない

しは「キズ」ということです。お亡くなりになった方がおられる場合、その亡くなり方が「事故」にあたるかどうか、その対象物件の評価に対する心理的な「瑕疵」にあたるかという点で取り上げています。なお、取引物件そのものに関するのと、居住用不動産の場合であることが前提です。

まず基本的に、①他殺、自死、事故死、その他原因が明らかでない死亡が発生した場合には（次の②に該当しない場合です）、不動産取引に重要な影響を及ぼす可能性があるため告知するべきとされています。一方、②老衰、持病による病死などいわゆる自然死や、事故死でも自宅の階段からの転落や、入浴中の転倒事故、食事時の誤嚥など、日常生活の中で生じた不慮の事故による死については、そのような死が生ずることは予想されるものであり、重要な影響を及ぼす可能性は低いということで告げる必要はないとされています。ただし、この②に該当する場合でも、死後長期間にわたって人知れず放置されたことなどに伴い、室内外に臭気・害虫等が発生し、いわゆる特殊清掃等が行われた場合には、原則として告げるべきであるとされています。

不動産取引には大きく売買と賃貸借があるわけですが、それぞれについて区別しています。

売買の場合は、この①、②例外の場合の告知の対応が求められ、特に期間制限はありません。しかし、賃貸借の場合には、①の場合は、事案の発生から概ね3年間の告知義務を設け、②の例外の特殊清掃等の告知すべき場合でも事案発生から3年間として告知義務の期間を設けています。

賃貸の場合には、下級審例でも自死等の後に第三者である別の賃借人が居住した事実によって住み心地の良さへの影響は希薄化されるとか、賃料に影響が出る期間は2年間と判断した例もあるため、告知義務の期間に制限を設けるものとしたものと思われます。

調査の対象や方法についてもコメントがありますが、この点については従来の方法を変える必要がある内容にはなっていないようですので、宅地建物取引業者はこれまでどおり、売主、貸主に対する調査や従来どおり業者として想定されている調査を果たしていくことが求められるといえます。お悩みの際にはご相談ください。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3,300円

1時間 5,500円

予約電話番号 043-225-3041

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	33万円
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 66万円
200万円の場合	35万2千円

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	33万円から55万円
預り金	5万円程度
報酬	33万円から55万円

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	11万円から22万円
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

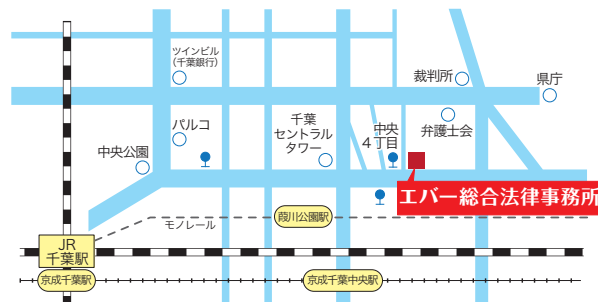
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。